

堺市立公民館の使用について

堺市立公民館は、社会教育法に基づき設置された市民のための身近な学習拠点です。
各種サークル活動や交流の場として無料でご利用いただけます。

| 公民館名 | 住所 | 電話番号 | FAX番号 |
|-----------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 八田荘公民館（☆） | 中区八田寺町 219-1 | 072-273-6625 | 072-273-6670 |
| 金岡公民館 | 北区金岡町 1089-1 | 072-257-6890 | 072-258-7751 |
| 東百舌鳥公民館 | 中区土塔町 2363-23 | 072-234-9500 | 072-235-8010 |
| 福泉公民館（☆） | 西区草部 183-1 | 072-273-6628 | 072-273-6673 |
| 新金岡公民館 | 北区新金岡町 4 丁 1-8 (新金岡市民センター3 階) | 072-255-3120 | - |
| 錦西公民館（☆） | 堺区柳之町西 1 丁 3-19 (青少年センター2 階) | 072-228-8683 | 072-228-8683 |

- 開館日時 火曜日から日曜日 午前 9 時から午後 9 時（☆印は、日曜午後 5 時まで）
- 休館日 月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（月曜の場合は火曜日）、
12 月 29 日から翌 1 月 3 日

申込案内

1. 申込方法 使用希望日の 1 カ月前から予約可能です。
開館時間内に各公民館事務所へ申込書を提出してください。
(電話での申込はできません。空き状況の確認は可能です)
 2. 対象者 市民を含む原則 10 名以上の学習活動を行う団体
 3. 使用区分 ①午前 (9:00~12:00)
②午後 (13:00~17:00)
③夜間 (18:00~21:00) (上の表☆印の 3 館は日曜夜間実施なし)
※使用区分の時間は、準備・後片付け・清掃時間を含みます。
 4. 使用回数 「週 1 回・1 部屋・1 区分」での使用を原則とします。
- 部屋の広さや使用予定人数、使用内容等によって、部屋の変更をお願いする場合があります。
 - 定期的・継続的に学習活動を行う「文化教室登録団体」の利用や、市主催事業等の実施に伴い、ご予約いただけない場合があります。

～ 以下の場合公民館をご使用いただけません ～

1. 営利目的 (講師・企業による各種教室の運営、販売・宣伝・勧誘行為等)
2. 政治的活動 (公職選挙法に基づく個人演説会等を除く)
3. 宗教的活動 (特定の宗教を支援または反対する集会、宗教的信仰の表現である行為等)
4. 企業活動 (企業等の研修、面接、会議等)
5. 集客活動 (主催者が不特定多数の参加者を集客すること。有料・無料問わない。)
6. 子どもだけでの使用 (18 歳以上の責任を負える大人が付き添う場合は可)
7. 秩序・風俗を乱す恐れのある使用
8. その他、公民館長が使用を不適切とした場合

(令和 4 年 9 月改訂)

使用当日のながれ

1. 公民館事務所へ使用承認書を提示してください。
2. 責任者は、使用者全員に対し、承認書に記載の使用条件および下記の注意事項を周知し、活動に関する健康・安全管理について、適切に管理監督を行ってください。
3. 水分補給を除く飲食を伴う使用は原則できません。
4. 活動で生じたゴミは、すべて各自でお持ち帰りください。（調理室を含む。）
5. 終了時は後片付け・清掃を行い、使用報告書とともに事務所へ報告してください。

使用に関する注意事項

1. 使用予定日時での使用ができなくなった場合、速やかに公民館へ連絡してください。
（連絡なくキャンセルされた場合は、以後の使用をお断りする場合があります。）
2. 敷地および館内での盗難・紛失・事故・忘れ物のないように注意してください。
3. 備品等を破損・汚損した場合、必ず事務所に報告してください。
（無理な使用や故意に破損した場合、又は報告を怠った場合は、責任者に対し補償を求めます。）
4. 申込書の内容に虚偽があった場合、近隣住民や他の利用者への迷惑となる使用があった場合等は、使用を中止していただきます。
また、使用内容の確認等のため、公民館職員が室内に入ることがあります。
5. 駐車スペースには数に限りがあります。自動車での来館はできるだけお控えください。
（自動車利用の場合は、複数名で乗り合わせるなどの配慮をお願いします。）

警報発表時の臨時休館について

公民館ご利用のみなさまの安全確保のため、「暴風警報」または「特別警報」発表時には、下記のとおり臨時休館といたしますので、あらかじめご了承ください。

◆臨時休館について

堺市域に「暴風警報」または「特別警報」が発表された場合、臨時休館とします。

「暴風警報」「特別警報」以外の警報・注意報の場合は、平常どおり開館します。

◆利用再開について

「暴風警報」または「特別警報」が解除された場合は、原則として解除の2時間後から利用再開します。

ただし、「午後5時」(※1)時点で警報が解除されていない場合、当日の再開はありません。

(※1) ●八田荘・福泉公民館は、日曜日の「午後1時」

●錦西公民館は、火～土曜日の「午後4時」、日曜日の「午後1時」

その他注意事項

- 公民館ご利用の際は、感染予防対策にご協力をお願いします。
- 感染予防対策の詳細、各室の定員等につきましては、各公民館へお問い合わせいただくか、市ホームページにてご確認ください。

「堺市 公民館」[検索](#)

(令和4年9月改訂)